

## 保険期間別改定基準料率表

離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率

（単位：円、％）

保険期間 車種	12 か月（1年契約）				24 か月（2年契約）				36 か月（3年契約）			
	現行 基準料率 A	改定 基準料率 B	改定額 C=B-A	改定率 D=C÷A	現行 基準料率 E	改定 基準料率 F	改定額 G=F-E	改定率 H=G÷E	現行 基準料率 I	改定 基準料率 J	改定額 K=J-I	改定率 L=K÷I
自家用乗用自動車	19,520 (16,560)	18,470 (17,480)	△ 1,050 (920)	△ 5.4 (5.6)	33,470 (27,630)	31,730 (29,780)	△ 1,740 (2,150)	△ 5.2 (7.8)	47,020 (38,390)	44,720 (41,820)	△ 2,300 (3,430)	△ 4.9 (8.9)
自家用小型 貨物自動車	16,800 (14,400)	15,920 (15,120)	△ 880 (720)	△ 5.2 (5.0)	28,120 (23,380)	26,670 (25,080)	△ 1,450 (1,700)	△ 5.2 (7.3)	—	—	—	—
小型二輪自動車	13,640 (11,890)	12,940 (12,360)	△ 700 (470)	△ 5.1 (4.0)	21,890 (18,440)	20,770 (19,620)	△ 1,120 (1,180)	△ 5.1 (6.4)	—	—	—	—
軽自動車 (検査対象車)	16,270 (13,980)	15,420 (14,660)	△ 850 (680)	△ 5.2 (4.9)	27,060 (22,540)	25,690 (24,180)	△ 1,370 (1,640)	△ 5.1 (7.3)	37,550 (30,870)	35,750 (33,500)	△ 1,800 (2,630)	△ 4.8 (8.5)
原動機付自転車	7,940	7,580	△ 360	△ 4.5	10,630	10,140	△ 490	△ 4.6	13,240	12,650	△ 590	△ 4.5

（注1）下段の（ ）内は、基準料率から保険料等充当交付金を控除した後の契約者が負担する金額である。

（注2）原動機付自転車には保険料等充当交付金が交付されないため、契約者が負担する金額は基準料率と同額となる。

（注3）保険期間が1年を超える契約の純保険料率および損害調査費は、長期契約予定利息を年2.0%の利率で計算して割引いている。